

多久市不良住宅除却費補助金

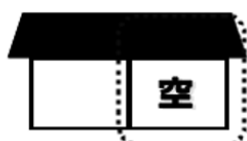
不良住宅に該当する危険な空き家の除却費を補助します

多久市では、市民の安全を守り、住環境の保全を図ることを目的に、建物の構造や設備が著しく不良な「空き家」または「空長屋」の除却費用の一部を補助します。「空長屋」については除却工事費用と「空長屋」に隣接する住戸の壁を補修する費用までを補助対象とします。

補助上限額	空き家:最大100万円（除却費用の 4/5） 空長屋:最大 80万円（除却費用の 4/5）
対象要件	・ 「不良住宅」※と多久市が認めるもの ・ 個人が所有する空き家または空長屋であること ・ 公共事業等による移転、建替え等の補償対象となっていないこと ・ 除却に伴う他の補助金等の交付を受けていないこと ・ 多久市内の業者に発注する工事であること
補助対象者	・ 空き家または空長屋の所有者又はその法定相続人 ・ 市税等を滞納していないこと ・ 暴力団員等ではないこと

※「不良住宅」とは、主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なものをいいます。

（住宅地区改良法第2条第4項）



空長屋のイメージ

（長屋の一部住戸が空き家となっているもの）

事前調査

補助を受けるには市の調査・認定が必要です。必ず受付期間内に事前調査申請書を提出してください。要件に該当する物件が多い場合は、周辺への影響等を考慮して補助対象を決定します。

事前審査受付期間 令和7年5月7日（水）～令和7年6月30日（月）

問い合わせ

〒846-8501

多久市北多久町大字小侍7番地1

多久市環境課 空き家・空き地対策係 TEL:0952-75-8440

詳細はこちらをご覧ください

（多久市 HP）



不良住宅除却費補助金の流れ

